

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	管理提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
080010	獣医師の重要性の高まりに対応した獣医学教育を行う大学獣医学部の設置の認可	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、短期大学、高等専門学校等の設置の際の入学定員の取扱い等に係る基準」	現在、獣医関係学部・学科の入学定員については、現行の養成規模により獣医師を供給すれば、必要となる獣医師総数を満たすとの考えに基づき抑制を行っています。	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準」による獣医師の定員増の規制の地域解除	(具体的事業の実施内容) 四国には獣医師を養成し感染症や公衆衛生分野の研究拠点となる大学獣医学部が一つもない。このため、都市再生機構、今治市及び愛媛県が整備を進めている今治新都市開発整備地区に、世界水準の高度な獣医学教育を行う大学獣医学部を設置することで、即戦力となる獣医師を養成し、大学を核とした食品産業や製菓・動物関連企業等の立地を促進することにより地域における国民潜在力を発揮し、地域再生を図る。 (提案理由) 人獣共通感染症の脅威が高まる中、新成長戦略に示されたライフイノベーションによる健康大国戦略を進める上で、産業動物診療、公衆衛生、食品衛生、動物検疫などの分野の獣医師の重要性が増すと考えられるが、四国には獣医師を養成し、当該分野の研究拠点や卒後研修機関となる大学獣医学部が一つもない。このため、地域が主体性を持って国民潜在力を発揮して課題に対応できるよう、大学獣医学部を設置するための特区の設置を提案する。 この獣医学部に入学定員の地域枠の設定や奨学金制度などを組み合わせて、四国への人材供給を促し、家畜衛生や公衆衛生分野を担う獣医師不足の解消や新興の動物の伝染病等への迅速かつ専門的な対応を図るとともに、生命科学分野の学際連携の推進や関連企業等の集積を図ることで、新たな生命科学研究拠点を形成したい。 併せて、これまで大きな岩盤に突き当たり、停滞していた規制が解除されることで、地域力を発揮して大きな経済効果を生み出し、明日の安心と成長に向けて地域格差の解消と地方の再生を果たしたい。	F	III	現在、政府においては、6月を目途に取りまとめられる「新成長戦略」のなかで、ライフ・イノベーションによる健康大国戦略等を検討するとしています。獣医師は、感染症の予防・診断、医薬品の開発、食の安全性の確保等において重要な役割を担っており、上記の検討の中で、獣医師養成の在り方についても、新たな視点から対応を検討してまいります。 文部科学省としては、獣医関係学部・学科の入学定員について、獣医師養成が6年間を必要とする高度専門職業人養成であり、他の高度専門職と同様に全国的見地から、獣医師養成機能をもつ大学全体の課題として対応することが適切であります。 このため、ご提案を特区制度を活用して実現することは困難であると考えます。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	獣医師養成の在り方にかかる新たな視点からの対応検討について、平成22年3月25日に示された構造改革特別区域の第16次提案に対する政府の対応方針では、平成22年度中を目途に速やかに検討するとされているが、現在の検討状況と具体的な省令改正等のスケジュールを示していただきたい。 また、上記検討にあたっては本提案の趣旨を踏まえ、獣医師養成機関空白地域であるとともに、平成19年5月の農水省の獣医師の需給に関する検討会報告書において将来の産業・公衆衛生分野の獣医師不足が顕著と予測された、四国ブロックにおける大学獣医学部の優先設置が認められるような制度改正等について、特段の配慮をお願いしたい。		0 0 2 2 0 1 0	今治市 愛媛県	愛媛県	文部科学省
080020	私立幼稚園定員弾力運営特区(私立幼稚園の収容定員に係る学則変更について、都道府県知事の認可制から届出制とする)	・学校教育法第4条第1項 ・学校教育法施行令第23条第11号 ・私立学校法第8条第1項	私立幼稚園の収容定員に係る学則の変更については、都道府県知事の認可を受けることが必要(学校教育法第4条第1項、学校教育法施行令第23条第11号) 都道府県知事は、当該認可を行う場合、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴くことが必要(私立学校法第8条第1項)	現在の認可制から届出制に変更する。	私立幼稚園の定員変更について、届出制とすることで、毎年度増減する園児数に応じた適切な運営を実現する。 【提案理由】 私立幼稚園の定員の多くが昭和50年代に設定されたものであるが、その後の少子化や保育所へのシフトの影響を大きく受け、定員と実員が大きく乖離している状況がある。 一方で、定員以上に園児を受け入れている園もあり、果ては実員に見合った定員とするよう指導しているが、周辺園からの反発や、幼稚園退出の委員が含まれる私立学校審議会で紛糾することを恐れ、定員変更の申請を見送っている。 なお、こうした定員超過分の園児については、公的支援の対象外となっている。 毎年度増減する園児数に応じた適切な定員変更が期待できる。 【代替措置】 保育所の定員変更は届出制となっており、運用上特段の不都合は生じていない。	C	II	私立学校における収容定員は、幼稚園設置基準で規定された園舎及び運動場の面積の算定や私立学校の適正な配置の基礎となっているなど、学校の安定的・継続的な運営に係る重要な要素であり、所轄庁として適切に監督を行う必要があります。 仮に、私立幼稚園の収容定員について認可制から届出制に制度変更を行うと、都道府県が学校法人に対して事前に広域的な見地から適切な指導を行うことができなくなることから、私立幼稚園の適正な配置が行われなくなり、私立幼稚園の安定的・継続的な運営が困難になるおそれがあります。また、定員以上に園児を受け入れている幼稚園もあるという資費のような状況において、認可制から届出制にすると、定員変更が学校法人の裁量となることで、都道府県が所轄庁として事前に適切な指導を行うことが困難になるため、定員変更により幼稚園設置基準を満たさない状態が生じた場合、事後的な是正によるほかに、園児や保護者に不利益が生じるおそれがあります。したがって、私立学校における収容定員に係る学則の変更については、引き続き所轄庁の認可事項とする必要があります。 なお、幼稚園や保育所のあり方については、「明日の安心と成長のための緊急経済対策(平成21年12月8日閣議決定)」に基づき、幼保一体化を含め、新たな次世代子育て支援のための包括的・一元的な制度の構築を進めるため、新たな制度について、平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年の通常国会までに所要の法案を提出することとされており、現在、「子ども子育て新システム検討会議(平成22年1月29日少子化社会対策会議決定)」において検討が進められています。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	幼稚園設置基準の順守等については、保育所と同様に事前届出制とすることによって、予め適切な指導を行うことが可能です。 また、幼保一体化等の制度改革が検討中であっても、私立幼稚園の定員変更手続きの簡素化は実施可能であると考えますが、実施できないとされる場合はその理由を具体的に明らかにしてください。	0 0 2 7 0 3 0	佐賀県	佐賀県	文部科学省	
080030	私立幼稚園補助金事務負担軽減特区(私立幼稚園の申請において「公認会計士等による監査報告書の添付」を必要としないこととする)	・私立学校振興助成法第14条第3項	文部科学大臣所轄の学校法人にあっては、一会計年度に一学校法人に交付される補助金の額が1,000万円に満たない場合であって、所轄庁の許可を受けたときは、公認会計士又は監査法人の監査報告書の添付を必要としないこととする。 一方、知事所轄の学校法人にあっては、これに準じて所轄庁の定めるところによる。	「公認会計士等による監査報告書の添付」を省略できるものとする。	私立幼稚園に対する運営費補助金額が「1千万円以上」の場合の「公認会計士又は監査法人による監査報告書の添付」を省略することで、事務・経費負担の軽減を実現する。 【提案理由】 ・監査報酬が50～70万円と高額であり、私立幼稚園の大きな負担となっていること。 ・1千万円以上と示されたのは昭和51年度であり、そこからの物価変動を考慮していないこと。 ・会社法では「資本金5億円以上又は負債金額200億円以上の株式会社」について公認会計士による監査を義務付けられており、補助額が1千万円程度で、数十名程度の園児しかいない小規模な私立幼稚園に、同様の対応を求めることは過大であること。 【代替措置】 補助金の適正な執行状況については、県の監査や事業実績報告書等で確認できる。	D	IV	知事所轄の学校法人にあっては、各都道府県において公認会計士又は監査法人の監査報告書の添付が必要かどうかを判断しているため、各都道府県の裁量によることとす。			0 0 2 7 0 4 0	佐賀県	佐賀県	文部科学省	
080040	国庫補助完了後10年未満の学校施設に於いて、承認できることとする	・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条 ・公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分承認等について(20文科施第122号) ・文部科学省一般会計補助金等に係る財産処分承認基準について(20文科会第189号)	○放課後児童クラブとしての利用が、学校教育法第137条に掲げる範囲内における一時利用である限り、補助金等適正化法に係る目的外使用に該当しないため、財産処分の承認は必要とせず、各地方公共団体の判断により行うことが可能。 ○国庫補助事業完了後10年以上経過した公立学校施設については文部科学大臣への報告をもって転用が可能。 ○国庫補助完了後10年未満の公立学校施設については、処分部分の残存価額に対する補助金相当額を国庫に納付することを条件に、文部科学大臣の承認を受けることで転用が可能。 ○国庫補助完了後10年未満の転用については、原則として報告によって財産処分を行うことは出来ないが、地産補強事業を実施した建物の無償による財産処分等については国庫納付を必要とせず承認する等、弾力的に運用しているところ。	公立学校施設を転用する場合、国庫補助事業完了後10年以上経過した建物を無償により転用・貸与・譲渡等する場合は、文部科学大臣への報告となっており、10年未満のものについては、文部科学大臣への承認が必要である。この基準を緩和し、10年未満のものについては、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)に転用する場合は、県知事の承認及び文部科学大臣への報告により財産処分(転用)ができることとする。	放課後児童健全育成事業については、子育てと就労の支援のため、放課後児童クラブの設置数の拡大が喫緊の課題となっている。 求める措置が実現されることにより、施設の確保が容易になり、放課後児童クラブの設立が促進される。	D	IV	公立学校施設は、学校教育法第137条で「学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる」と定められています。このため、国庫補助を受けて整備した公立学校施設の放課後児童クラブとしての利用が、同規定に掲げる範囲内における利用である限り、補助金等適正化法に係る目的外使用に該当しないため、財産処分の承認は必要とせず、各地方公共団体の判断により行うことが可能です。 国庫補助を受けて整備した公立学校施設を、学校施設としての利用を廃して放課後児童クラブとして利用(転用)する場合は、適法化により、政令で定める場合を除き、文部科学大臣の承認(財産処分手続)が必要であり、国庫補助完了後10年未満の公立学校施設については、処分部分の残存価額に対する補助金相当額を国庫に納付することを条件に、文部科学大臣の承認を受けることで転用が可能となっています。 また、地域再生法による地域再生計画の認定を受けたもの場合には、国庫補助完了後10年未満の公立学校施設であっても、文部科学大臣の承認や国庫納付を必要とせず転用が可能となっています。 なお、国庫補助完了後10年未満の転用については、原則として報告によって財産処分を行うことは出来ないが、国庫納付を必要としない財産処分の承認については、弾力的に運用しているところとす。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	本県では子育てと就労を支援するため、放課後児童クラブの更なる設置が喫緊の課題となっている。本提案は、文部科学大臣の承認を知事の承認に代えようとするものであるが、処分部分の残存価額の算定などはルールに基づき的確に行うことは十分可能である。また、知事の承認後、文部科学大臣への報告制度も提案しており、知事の承認に対する事後チェックは担保されている。したがって、構造改革特区制度による対応を求めるものである。	放課後児童クラブへの財産処分(転用)の承認基準の緩和 0 3 4 5 0	埼玉県	埼玉県	文部科学省	
080050	独立行政法人科学債の発行	独立行政法人通則法第45条5項	独立行政法人通則法第45条5項において、個別法に別段の定めがある場合を除き、独立行政法人の長期借入金及び債券発行を原則として禁止している。	独立行政法人通則法第45条5項の「個別法に特段の定めがある場合を除くほか、長期借入金及び債権発行をすることができない。」という規制の特例を認め、科学債を発行する。	つば市における独立行政法人(大学を含む)が一体となって、国策研究を行う資金を集めるため、同時に、日本の未来を担うポストドク研究生活安定を図る基金を募るため、独立行政法人が証券会社との連携の下に「科学債」を発行することを可能にする。 政府の成長戦略に決定された、グリーンイノベーションとライフイノベーションの研究をつくば在住の研究所・大学(以下、研究所群という)で総力を挙げて研究するため、独自の資金調達をめざす。「科学債」は、10年超え償還の債種で、科学技術の研究成果が得られたときに返済・元本償還する。一種のベンチャーキャピタルの形成であり、先進性・価値性の最も高い日本の研究所群への投資であり、かつ、政府の成長戦略と第4期科学技術基本計画のリード機関、リードエリアとなるべき研究所群を国に先駆けて動かすものである。かかる研究所群に対し、広く民間、個人、外国などから投資する仕組みを作る。 また、集まった資金の一部を使い、ポストドク保障基金を設立し、ポストドクや若手研究者が、連続してプロジェクトに就く輪廻を行い、その生活がワークシェアリングシステムによって、パーマナント研究者と同等の生涯所得・社会保障が得られるように支援する仕組みをつくる。 日本は、国際経済における地位が次第に低下し、研究部門で後発のアジア諸国にも、追い越されようとしている中で、研究所群は、国の動きを待つのではなく、国の動きに呼応して、すでにある科学インフラを活用して迅速に国策イノベーションを進めなければならない。従来、研究機関の横のつながりと若手の養成にボトルネックを指摘されてきたが、科学債の収益はこの二つの問題の解決を図る資金となり、国策イノベーションの国内最大の担い手として、つばの研究所群が力を発揮することになる。 国家的な共通課題である新成長戦略(グリーンイノベーション及びライフイノベーション)に係る研究開発に關し、つばに立地する各研究機関が産官学・国内外で連携して取り組む。	C	I	独立行政法人等(国立大学法人、大学共同利用機関法人を含む)における長期借入金及び債券発行で充当するよう資金需要については、一般的には国が予算上で手当てすべき性格のものであり、個々の事務及び事業において真に必要な場合のみ例外的に認められるものです。 ご要望の「科学債」の具体的な内容は不明確ですが、独立行政法人等が行う研究開発における民間資金の活用方策については、今後の検討課題のひとつであると認識しております。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	・時代が大きく変革する中、国づくりに関しても、「新しい公共」の仕組みを官民挙げて、創り出すことが重要と思われる。独立行政法人においても、例えば、特定の国策研究課題や、あるいは最先端大型医療機器の維持管理に係る案件等に対しては、独自に又は連携して債権発行を可能としたい。これらは、まさに特区制度によって実現されるべきものであると認識している。個別法改正に時間がかかるが故に、今回の提案となっている。再度ご検討いただけるようお願い申し上げます。	0 0 3 5 0 1 0	国家戦略 つくばオ フィス実 現プロ ジェクト	茨城県	総務省 外務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 内閣府	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	管理提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
080060	語学・科学教育の特例 ・学習指導要領の特例によらない英語・中国語などの語学教育、研究所・大学の協力による科学の授業 ・つくばの研究所・大学の人材による特別授業 ・既存の国際学校等の準学校法人化	・学校教育法施行規則第55条の2、第79条、第85条の2、第132条の2 ・教育職員免許法第3条第1項、第3条の2、第4条第3項、第5条第3項 ・私立学校法第64条第4項	学校教育法施行規則第55条の2等に基づき、学校又は地域の特色を生かした学習指導要領等によらない特別の教育課程を編成し実施することを認めている。 教育職員については、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければならないとされている。(教育職員免許法第3条第1項) ただし、特別免許状や特別非常勤講師制度など例外措置が置かれている。(教育職員免許法第3条の2、第4条第3項、第5条第3項) 準学校法人は、専修学校又は各種学校のみを設置することを目的とする法人であり、各都道府県が定める基準に基づき、認可を受けることにより設立することができる。	学習指導要領の特例を設け、卒業に必要な授業時間の振り替えを行う。 また、つくば市の既存の国際学校および誘致されるUWCの準学校法人化を行う。	つくば市は、世界有数の研究所・大学を擁し、世界から研究者を集めている国際都市である。しかし、外国からの一流の研究者の数は少ない。その原因は、研究所から一歩外に出れば、「英語が通じない」という先進国ではありえない現象と就学前生徒から大学院まで英語で授業を行う教育機関が整備されていないこと、子弟の教育を心配したこと起因する。 また、日本の研究者も、国際会議などで意を尽くした発言をするためには、義務教育の段階から、特に中等教育後期において同世代の外国人の若者と意思疎通が自然にできる語学力を身につけていくことが必須である。国際科学誌への投稿や国際会議でのリードに語学が障害となる場合も少なくない。近年は、東南アジアはもとより、中国・韓国において英語能力が上がり、日本はこの点において取り残されつつある。 国際環境にあるつくば市において率先してこの状況の改善を試み、あまづさえ、国際地位が低下しつつある傾向にある日本に歯止めをかけるものである。 同時に、科学技術立国であろうとする日本の若者の理系離れを食い止めるため、教員免許を持たない最先端の研究を行っているつくばの研究所・大学から人材を招き、学校教育において特別教授を行うカリキュラムをつくり、将来の科学者を育てる。	D	—	学習指導要領によらない教育課程の編成については、「教育課程特例校制度」の活用が考えられます。 教員免許状を有しないが、優れた知識や経験を有する社会人等は、都道府県教育委員会の行う教育職員検定により特別免許状を授与され、教員資格を得ることができず(教育職員免許法第4条第3項、第5条第3項)。 また、免許状を有していなくても特別非常勤講師として、任命・雇用者から都道府県教育委員会への届出により授業を行うことが可能です(教育職員免許法第3条の2)。 準学校法人は専修学校又は各種学校のみを設置することを目的とした法人です。ご提案の教育施設が専修学校又は各種学校としての認可を受けるものであれば、準学校法人を設立することが可能です。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	・国際科学都市の拠点として、つくばは本格的な国際人材養成が不可欠である。現行制度で、語学・科学の重点的教育に関して、教育課程特例制度の活用で十分な効果が期待できず、国際水準の教科内容や教科書・教材を自由に選択できない。また、研究所や大学の人材による特別免許状・特別非常勤講師として何人もの方々と異教養等へ申請・届け出ることには困難である。さらに、つくばをモデルとして、グローバル時代の国際水準の教育の場を創成していくためにも、既存の国際学校などの活用は不可欠である。既存の国際学校やUWCの準学校法人化を要望した本意は、いわゆる一校に準ずる学校として助成が可能となることを意図しており、再検討をお願い申し上げます。	国家戦略つくばオフィス実現委員会	0 0 3 5 0 2 0	茨城県	文部科学省	
080071	寄附金と反対給付及び利益相反にかかわる規制緩和	—	文部科学省では利益相反に関するガイドラインは定めておらず、各大学の教育・研究に関する基本理念と産学官連携の方針を明確にした上で、それぞれの大学において独自の利益相反ポリシーを構築することとしている。	・国策研究を目的として寄付が行われた場合 ・複数機関に対して同じ目的で寄付が行われた場合 また、公益社団法人又は公益財団法人で外国人留学生の寄附金の設置及び運営を主たる目的とするものが不動産を取得し、取得から一定の期間内に当該不動産を寄附金として用いたときは、当該不動産の取得に関する不動産取得税は免除となる。	研究開発力の強化、イノベーション創出のために、研究開発機関におけるオープンイノベーションを阻害する規制の緩和が必要。より具体的には、民間企業からの研究開発機関への投資を促進し、さらに、研究開発機関における利益相反ガイドラインを緩和することで、課題解決型国策研究におけるニーズとシーズの連携を頻度・規模ともに増加させることを目指す。 ※具体的実施内容 寄付を行った側: 1) 寄付金を用いた研究開発の目的を定めることが出来る。(国に対する寄付、あるいは指定寄付金のイメージ) 2) リードタイム1年の間に限り、研究成果にかかわる情報を寄付行為の対価として独占的に得ることが出来る。(反対給付にかかわる規制の緩和) 寄付を受けた側: 研究開発に関する利益相反ガイドラインを大幅に緩和する。(反対給付にかかわる考え方、利益相反ガイドラインを明示するだけでも可。) 寄付行為に対して: 景品表示法を適用しない。 寄付をする側の宣伝効果、将来における販売促進効果などを規制の目的として問わない。	E	—	文部科学省では利益相反に関するガイドラインは定めておらず、各大学の教育・研究に関する基本理念と産学官連携の方針を明確にした上で、それぞれの大学において独自の利益相反ポリシーを構築することとしています。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	・国家戦略に資する研究のために、所管ごとに策定するのではなく、政府で統一した利益相反ガイドラインが必要である。個別に定めていること自体が現実的な規制(制約)として機能している。	国家戦略つくばオフィス実現プロジェクト	0 0 3 5 0 3 0	茨城県	外務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 内閣府	
080080	留学生寮の整備に係る財政支拂措置の創設	・留学生借上げ宿舎支援事業実施規程 ・地方税法第73条の27の8	(留学生宿舎について) 独立行政法人日本学生支援機構が実施してきた「留学生宿舎建設奨励事業」は、平成21年度をもって廃止された。一方、同機構において、平成20年度から「留学生借上げ宿舎支援事業」を実施し、民間の宿舎・アパート等を留学生宿舎として借り上げる大学等を支援している。 また、公益社団法人又は公益財団法人で外国人留学生の寄附金の設置及び運営を主たる目的とするものが不動産を取得し、取得から一定の期間内に当該不動産を寄附金として用いたときは、当該不動産の取得に関する不動産取得税は免除となる。	外国人のための宿舎や日本語学校、国際学校、外国人受入体制の整った医療機関を整備するため、財政支援や税の軽減を求める。	①現状 国等による留学生宿舎整備事業や留学生宿舎建設奨励事業が中止された。 ②問題点 外国人研究者や留学生が安心して大阪で暮らすための施設整備が不十分。 ③解決策 特区エリア内(彩都地区、夢洲咲洲地区等)における外国人のための宿舎、日本語学校、国際学校、医療機関の整備や、日本人と留学生が共同で居住したり、地域住民との交流拠点となる留学生寮整備に対して、国庫補助金等の財政支援や税の軽減を行う。 ④効果 特区事業に関連する研究を行う優秀な外国人研究者や留学生を府内に呼び込むことが可能となる。	Z	—	独立行政法人日本学生支援機構において、平成20年度から大学等が民間のアパート・宿舎を留学生宿舎として借り上げる際に支援する「留学生借上げ宿舎支援事業」を実施し、民間宿舎確保の円滑化を図っています。 また、公益社団法人又は公益財団法人で外国人留学生の寄附金の設置及び運営を主たる目的とするものが不動産を取得し、取得から一定の期間内に当該不動産を寄附金として用いたときは、当該不動産の取得に関する不動産取得税は免除されています。(地方税法第七十三条の二十七の八)このような財政支援や税の軽減により、留学生宿舎の整備を図っています。	外国人高度専門人材等の受入拡大	0 0 4 3 3 8 0	大阪府	大阪府	文部科学省 厚生労働省 国土交通省		
080090	国費外国人留学生の決定権限の大阪府への移譲 (大阪府が奨学金対象者の審査・決定を行う、あるいは国の審査基準に府の意見を反映させる)	・「国費外国人留学生制度実施要項」(文部大臣裁定)第3条、第4条 ・独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第2号 ・独立行政法人日本学生支援機構業務方法書第31条、第32条	「国費外国人留学生制度実施要項」(文部大臣裁定)第三条 文部科学大臣は、次条各号に定める推薦方法に基づき、別に定める選考委員会の協議を経て、国費外国人留学生を選定する。 独立行政法人日本学生支援機構法第13条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 外国人留学生、我が国に留学を志願する外国人及び外国に派遣される留学生に対し、学費の支給その他必要な援助を行うこと。 独立行政法人日本学生支援機構業務方法書第31条 機構は、法第13条第1項第2号の業務として、次に掲げるものを行うものとする。 (1) 外国人留学生及び外国に派遣される留学生に対して行う学費の支給 第32条 前条第1号の業務を実施するため、私費外国人留学生学習奨励費給付制度及び留学生交流支援制度を設ける。	国費留学生の対象決定権限を国(文部科学省)及び日本学生支援機構から大阪府に委譲する。	①現状 平成21年度に、日本政府奨学金を支給されている留学生は12000人おり、また、日本学生支援機構(JASSO)奨学金の受給者は24000人いる。 ②問題点 これら奨学金の対象者は、国等で決定しているため、府の行う施策(特区として認定された場合の特区事業(ベンチャー、新エネルギー産業等)に関連する研究を行う留学生を府内に集めることができない)。 ③解決策 大阪府校(人数)をあらかじめ確定しておき、その枠分の奨学金対象者については、府が審査・決定を行う。(あるいは、国の審査基準に府の意見を反映させる。) ④効果 当該分野の研究を行う研究留学生を集中して、府内に呼び込むことが可能となる。	C	—	国費外国人留学生制度は諸外国の優秀な学生を受け入れ、諸外国との相互理解増進及び我が国の大学等の教育力・研究力の強化等を図る制度です。日本学生支援機構が実施する私費外国人留学生学習奨励費は経済的に困難する優秀な私費留学生を支援するための制度です。 いずれの制度も大学等が存在する地方公共団体に問わず、国全体として優秀な留学生を呼び込み、支援する制度であり、特定の地方公共団体を優遇することは、制度の趣旨を没却するものです。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	当該制度は、国全体として優秀な留学生を呼び込み、支援するための制度であることは当然であるが、「優秀な留学生」に関する国の判断基準に、地方自治体も関係する優秀な人材に関する意見を反映させることは、特定の地方自治体を優遇し、制度の趣旨を没却するところか、制度のより効果的運用が可能になると考える。	外国人高度専門人材等の受入拡大	0 0 4 3 4 4 0	大阪府	大阪府	文部科学省
080100	大学入学資格の付与に係る、専修学校高等課程における420時間の普通科目の履修要件を緩和	・学校教育法施行規則第84条、第150条 ・大学入学資格に係る専修学校高等課程の指定に関する実施要項等(改正について(平成17年日付)高等教育局長・生涯学習政策局長通知)	○「大学入学資格に係る専修学校高等課程の指定に関する実施要項等(改正について)中の別紙1(大学入学資格に係る専修学校高等課程の指定に関する実施要項)(抜粋) 3. 指定の基準 専修学校の高等課程のうち、当該課程を修了した者が大学への入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準は、「専修学校高等課程のうち、当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同様に以上の学力があると認められるもの」に係る基準を定めること(平成17年文部科学省告示第137号)に掲げるとおりであるが、念のため以下に再掲する。 (1) 修業年限が3年以上であること (2) 課程の修了に必要な総授業時数が2,590時間以上であること なお、各課程においては、以下の点にも十分に留意すること。 ① 卒業に必要な普通科目についての総授業時数は、420時間以上であること。ただし、105時間までは、教養科目で代替することができること。 ② 普通科目とは、高等学校学習指導要領に示す「国語」、「地理歴史」、「公民」、「数学」、「理科」又は「外国語」の各教科の目標に即した内容を有する科目とすること。	専修学校高等課程の修了者の大学入学資格付与に係る学習指導要領を緩和し、学校の特色に応じた教育ができるようにする。	①現状 専修学校高等課程の修了者が大学入学資格を得ようとする場合には、学習指導要領における普通科目を420時間履修することが必要。 ②問題点 専修学校高等課程におけるカリキュラムの構成が制限され、学校の特色に応じた教育が困難。 ③解決策 各学校において特色ある教育ができるよう、大学入学資格の付与に係る学習指導要領(普通科目を420時間履修)を緩和する。 ④効果 ・生徒の選択の幅が拡大 ・生徒や地域等のニーズに応じた教育が可能 ・職業教育の充実 ・産業人材の育成機能の強化 など	D	IV	高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者について、大学入学資格が認められています。 専修学校高等課程の修了者については、修業年限3年以上及び総授業時数2590時間以上の課程を修了した者について大学入学資格を認めることとして、2590時間のうち420時間以上について普通科目の授業時数が含まれていることを求めています。これは、高等学校学習指導要領の目標に準拠した教育活動が一定程度実施されることを担保しつつ、専修学校の教育活動の弾力性を最大限確保すること、高校卒業程度の学力が保証されるための最低限の基準を定めたものとなっています。 また、専修学校高等課程の指定に係る実施要項により、各教科の目標に即した内容を有する普通科目の設定方法については、各専修学校で判断できることとして(例:2つの科目の内容を合わせた新たな科目の設定等)、さらに、420時間中105時間は普通科目以外の教養科目で代替できることとしており、教育課程の編成における一層の柔軟性に配慮しています。 ご要望の「学校の特色に応じた教育」の具体的な内容は承知していませんが、どのような工夫が可能であるかなどについてはいつでも文部科学省までご相談下さい。	今後の「協議等」の可能性も含め、右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	専修学校高等課程において、各学校での職業教育等、特色ある教育活動が推進されるよう、さらなるカリキュラムの弾力化について、通達内容の見直しも含め協議を願いたい。	国際社会を見据えた特色ある人材育成	0 0 4 3 4 1 4 0	大阪府	大阪府	文部科学省
080110	私立法人(小学校)設立にあたって、寄附金による設立を目的とするに当たり、公益認定法人取得の緩和	—	設立準備財団は、学校法人の設立を目的とした財団法人です。現在の制度下においては、税制上の優遇措置を受けるためには、一般財団法人の登記を行った後、都道府県公益認定等委員会による公益財団法人の認定をうける必要があります。この場合、設立は3年間に限られ、学校の設立後、解散することとなります。さらに、寄附金指定の対象となるためには、財務大臣への申請が必要となります。	平成20年の民法改正により、旧法で3年間の暫定期間に限り、学校法人設立の目的で認可されていた公益財団法人は、なくなり、「公益認定財団法人」の取得を義務づけられました。したがって、学校法人申請を目的とし、寄付金によって設立を希望する者に限り、「公益認定財団法人」の緩和を求めます。	提案理由: 私学法人設立を目的に、寄付金を集めて設立する場合、「公益認定財団法人」と「学校法人」の2つの永久的な法人格を有することになります。旧法では、学校法人設立のためのみの目的に暫定的(3年間のみ)公益財団法人が認められていました。私の目的は、「学校法人」のみの法人格1つで良いわけです。公益認定財団法人と学校法人は、根源的に異なる法人格だと思います。ここに矛盾があります。すっきりした学校法人設立への道を取り戻したい。 効果: 今日小学校の事情から、多くの授業が成立していません。不登校児も多く、学力の低下も指摘されています。広く民間からの資金によって、多種多様な学校が設立される事によって、子ども達一人一人に合った学びの場が回復されると思います。学校が楽しく、引きつけられる学習になるでしょう。ちなみに、法の改正後2年間寄付金による私学法人の設立は、1件もないようです。	D	—	設立準備財団は学校法人の設立を目的とした財団法人です。現在の制度において、税制上の優遇措置を受けるためには、一般財団法人の登記を行った後、都道府県公益認定等委員会により公益財団法人の認定をうける必要があります。なお、公益認定の基準等は内閣府が所管しております。また、税制上の優遇措置を受けない任意団体により、寄附金を集めて学校法人を設立することも可能です。	右提案主体からの意見に対して回答されたい。	私は、寄付金によって、栃木県那須町にて私学法人(小学校)の設立を希望しています。今回の回答「制度の現状」の中で「一般財団法人の登記を行い、公益財団法人の認定を受け、設立は3年間に限られ、学校設立後は、解散する」とあります。この回答内容は、今日小学校を設立しようとする者にも適用されるのか? 準備財団が、即「特定公益増進法人」に認定されるものと解釈できるのか? おたずねいたします。	0 0 4 4 0 1 0	個人	東京都	文部科学省 内閣府	